

登別市第4次総合計画第2期基本計画策定市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 登別市第4次総合計画第2期基本計画（以下「計画」という。）を市民参画の協働により策定するために、登別市第4次総合計画第2期基本計画策定市民検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行政と協働により計画（案）を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、53名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民間団体
- (2) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は委員長が指名する。
- 3 部会には部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長が不在のときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部企画グループにおいて処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この告示は、計画が策定された日をもって、その効力を失う。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。